

令和 7 年 3 月 3 日長崎市選挙管理委員会 会議録

- 1 会議日時 令和 7 年 3 月 3 日（月） 1 5 時 4 5 分から 1 6 時 3 0 分まで
- 2 会議場所 長崎市役所 1 6 階 監査委員室
- 3 出席委員 國弘達夫委員長、奥村修計委員、西田実伸委員、岩田純一委員
- 4 議事件名 第 1 0 号議案 選挙人名簿の抹消について（死亡）
第 1 1 号議案 選挙人名簿の抹消について（転出後 4 箇月経過）
第 1 2 号議案 選挙人名簿の登録について
第 1 3 号議案 直接請求に必要な選挙権を有する者の数について
第 1 4 号議案 在外選挙人名簿の登録について
第 1 5 号議案 在外選挙人名簿の抹消について（4 箇月経過）
- 5 審議経過 以下のとおり（要点記録）

委 員 長	【 1 5 : 4 5 開会】 ただいまから、選挙管理委員会を開催する。
事 務 局	【第 1 0 号議案】選挙人名簿の抹消について（死亡） 公職選挙法第 2 8 条第 1 号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、7 4 0 人については、死亡が確認されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 3 7 4 人 女 3 6 6 人 計 7 4 0 人）
委 員 長 委 員	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第 1 0 号議案可決）
事 務 局	【第 1 1 号議案】選挙人名簿の抹消について（転出後 4 箇月経過） 公職選挙法第 2 8 条第 2 号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、5 7 2 人については、本市の区域内に住所を有しなくなった日後 4 箇月を経過したことが確認されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 3 1 5 人 女 2 5 7 人 計 5 7 2 人）
委 員 長 委 員	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第 1 1 号議案可決）
事 務 局	【第 1 2 号議案】選挙人名簿の登録について 公職選挙法第 2 1 条第 1 項又は第 2 項の規定により、選挙人名簿への登録資格を有する者については、同法第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 1 日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する 2 , 3 2 9 人について、令和 7 年 3 月 3 日に選挙人名簿に登録する。
委 員 長 委 員	原案どおりとしてよいか。 異議なし。

事務局	(第 1 2 号議案可決)
事務局	【第 1 3 号議案】直接請求に必要な選挙権を有する者の数について 令和 7 年 3 月 3 日現在における直接請求に必要な選挙権を有する者の数は次のとおりとなるので、その旨を同日に告示する。
委員	1 選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数 6, 6 7 4
委員	2 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 5 5, 6 1 4
委員	3 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 1 1 1, 2 2 7
委員長	原案どおりとしてよいか。
委員長	異議なし。
委員長	(第 1 3 号議案可決)
事務局	【第 1 4 号議案】在外選挙人名簿の登録について 公職選挙法第 3 0 条の 6 第 1 項の規定により、申請があった者については、在外選挙人名簿に登録されている資格を有するため、在外選挙人名簿に登録する。
委員	登録者 (男 1 人 女 0 人 計 1 人)
委員	原案どおりとしてよいか。
委員	異議なし。
委員長	(第 1 4 号議案可決)
事務局	【第 1 5 号議案】在外選挙人名簿の抹消について (4 箇月経過) 公職選挙法第 3 0 条の 1 1 第 2 号の規定により、在外選挙人名簿に登録されている者のうち、1 人については、国内の市町村に新たに住所が定められた日後 4 箇月を経過したことが確認されたので、在外選挙人名簿から抹消する。
委員	抹消者 (男 1 人 女 0 人 計 1 人)
委員	原案どおりとしてよいか。
委員	異議なし。
委員長	(第 1 5 号議案可決)
委員長	これをもって、選挙管理委員会を閉会する。
【 1 6 : 3 0 閉会】	